

運行管理者資格者証再交付・訂正申請について

申請から交付までのながれ

必要申請書類

再交付の場合

① 運行管理者資格者証再交付申請書



必要事項をご記入いただき、「訂正」を二重線で消してください。
270円分の収入印紙を貼付してください。270円を超える印紙をご利用の場合は、余白部に「過納承認」とご記入ください（差額の返金はできません）。

② 顔末書

様式をダウンロードし、必要事項をご記入ください。印鑑は必要ありません。



訂正の場合

① 運行管理者資格者証訂正申請書



必要事項をご記入いただき、「再交付」を二重線で消してください。申請は**無料**です。

② 運行管理者資格者証

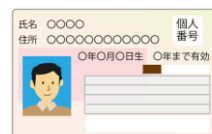
運行管理者資格者証をご提出ください。訂正してお渡しいたします。



③ ご本人確認書類

申請者の氏名・生年月日・住所が確認できるご本人確認書類をご用意ください。個人番号カード（マイナンバーカード）や運転免許証の写し、個人番号が記載されていない住民票の写しなど公的機関が発行した身分証明書の写しをご提出ください。

訂正の場合は公的機関が発行した**新旧のお名前が確認できる身分証明書**をご用意ください。



申請方法

上記の必要申請書類を**交付を受けた運輸支局**の検査・整備・保安部門へご申請ください。

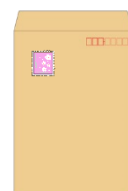
窓口申請の場合

和歌山運輸支局0番窓口へご提出ください。受付票をお渡しいたします。



郵送の場合

A4サイズの入る返信用封筒に切手を貼り、郵便番号・住所・氏名をご記載ください。可能な限りレターパックや簡易書留などの追跡できる方法をご利用ください。



[参考]切手について（2021年7月現在）

簡易書留の場合：460円分

普通郵便の場合：140円分

再交付の場合

訂正の場合

交付

窓口申請の場合

窓口にて交付いたします。2週間ほどで交付可能です。申請から2週間後以降に交付可能かお問い合わせください。**こちらからはご連絡いたしません**のでご注意ください。受付票をお持ちになり、和歌山運輸支局0番窓口へお越しください。

郵送の場合

申請から2週間ほどで交付可能です。1か月経過しても資格者証が到着しない場合はお問い合わせください。

ご注意

ご自身が**資格者証の交付を受けた各運輸支局・兵庫陸運部**の窓口へご申請ください。

再交付される場合は**資格者証の交付日が更新（変更）**されます。再交付前に有していた資格者証の交付日が必要な方は、別途「資格者証当初交付日証明願」の申請が必要です。

運行管理者資格者証に関するお問い合わせ



073-422-2153

受付時間：平日 8:30～12:00／13:00～17:15

〒640-8404 和歌山市湊1106番地の4
和歌山運輸支局 検査・整備・保安部門